

船舶事故調査報告書

令和元年9月4日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 佐藤 雄 二（部会長）
 委 員 田 村 兼 吉
 委 員 岡 本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年10月1日 13時24分ごろ
発生場所	福井県高浜町和田港北方沖 高浜城山灯台から真方位004° 2,300m付近 (概位 北緯35° 31.0′ 東経135° 33.3′)
事故の概要	小型兼用船第八啓福丸 ^{はいふく} は、南進中、また、プレジャーボートなみひめは、漂泊中、両船が衝突した。 なみひめは、同乗者2人が負傷し、左舷船尾部外板に亀裂等を生じ、また、第八啓福丸は、右舷船首部外板の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成30年10月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 小型兼用船 第八啓福丸、4.0トン FK3-10663（漁船登録番号）、個人所有 10.40m (Lr) × 2.62m × 0.86m、FRP ディーゼル機関、279.5kW、平成元年8月 第251-13612号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート なみひめ、2.8トン 250-51450福井、株式会社京阪互助センター 6.56m (Lr) × 2.43m × 1.35m、FRP ディーゼル機関、69.9kW、平成17年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 60歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年4月23日 免許証交付日 平成29年9月15日 (令和5年3月27日まで有効) B 船長B 男性 39歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成16年8月26日 免許証交付日 平成28年2月9日 (令和元年8月25日まで有効)
死傷者等	A なし

	B 軽傷 2人（同乗者）
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷、かんざしの左舷端に欠損 B 左舷船尾部外板に亀裂等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1m、波向 北西
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者5人（報道関係者等）を乗せ、平成30年10月1日12時00分ごろ開始されたセーリング競技会の報道艇として参加していた。</p> <p>A船は、470級のセーリング競技の第2レース開始位置付近に船位し、競技用のマークブイの1番（以下「本件1番」という。）、2番（以下「本件2番」という。）及び3番（以下「本件3番」という。）の順にセーリングする競技の開始を待っていた。</p> <p>A船は、13時10分ごろ競技が開始されてしばらくした後、船長Aが、同乗者から本件1番へ移動するよう指示され、約8～10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）とし、大回りで本件2番を右舷方に見て航行し、本件1番と本件2番の中央付近に漂泊しているB船とゴムボートを視認し本件1番に到着した。</p> <p>A船は、船長Aが、A船の同乗者から少し急いで本件2番へ移動するよう指示され、本件2番に向けたところ、先ほど視認したB船とゴムボートが見当たらないので移動したと思い、約20knの速力で航行中、13時24分ごろ右舷船首部とB船の左舷船尾部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、競技用のマークブイの通過確認等の目的で、本件1番と本件2番を結んだ線の中央から北西約150mで船首を北東方向に向けて漂泊しながら、競技艇のセーリングを監視していた。</p> <p>B船は、船長Bが、左舷45°400m付近にA船がB船に船首を向けて航行しているのを認め、A船が競技会の関係船舶であり、接近はするものの自船を避けてくれると思いながら動きを見ていたところ、進路を変更せずに向かってきたので、A船を避けようとして前進全速としたが、行きあしが得られずに左舷船尾部とA船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>B船の同乗者のうちの2人は、競技会のために待機していた海上保安庁のゴムボート等に救助され、病院で診察を受け、1人が後頭部切創及び頸椎捻挫と、他の1人が左上腕打撲傷とそれぞれ診断された。</p> <p>B船は、自力航行中に浸水して沈没したが、後日、引き上げられた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船の損傷状況 参照）</p>
その他の事項	船長Aは、約20knの速力で航行すると、約0.4m船首浮上し、船首左右にそれぞれ約15°の船首方に死角が生じるので、ふだん航

	<p>行する場合は、10分に1回程度は船橋の天窓から顔を出して見張りをしていたが、本事故時は、本件2番には1～2分で到着するので天窓からの見張りを行っていなかった。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、和田港北方沖において、本件2番に向けて南進中、船首方に死角が生じている状況下、船長Aが、進路方向に他船がないと思い、航行を続けたことから、漂流中のB船に気付かずにB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、進路方向にB船とゴムボートが見当たらないので移動したと思い、死角が生じる約20knの速力であるものの、1～2分程度の航行であるから、天窓から顔を出して船首方の死角を補う見張りを行っていなかったものと考えられる。</p> <p>B船は、和田港北方沖において船首を北東方に向けて漂流中、船長Bが、A船を初認した際、A船が競技関係船舶であり、B船に接近はするものの自船を避けてくれると思い、A船の進路上にとどまっていたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、和田港北方沖において、A船が南進中、B船が漂流中、船長Aが、船首方に死角が生じている状況下、進路方向に他船がないと思い、航行を続け、また、船長Bが、A船が競技関係船舶であり、B船に接近はするものの自船を避けてくれると思い、A船の進路上にとどまっていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セーリング競技会等多数の船舶が集まる場合において、船首方に死角が生じる船舶は、進路方向に他船がないとは思わず、短時間の航行であっても死角を補う適切な見張りをする事。 ・セーリング競技会等の会場で漂流する船舶は、自船に向かってくる船舶を認めた場合、十分に注意するとともに早めにその進路上から移動すること。

付図1 事故発生経過概略図

事故発生場所
(平成30年10月1日 13時24分ごろ発生)

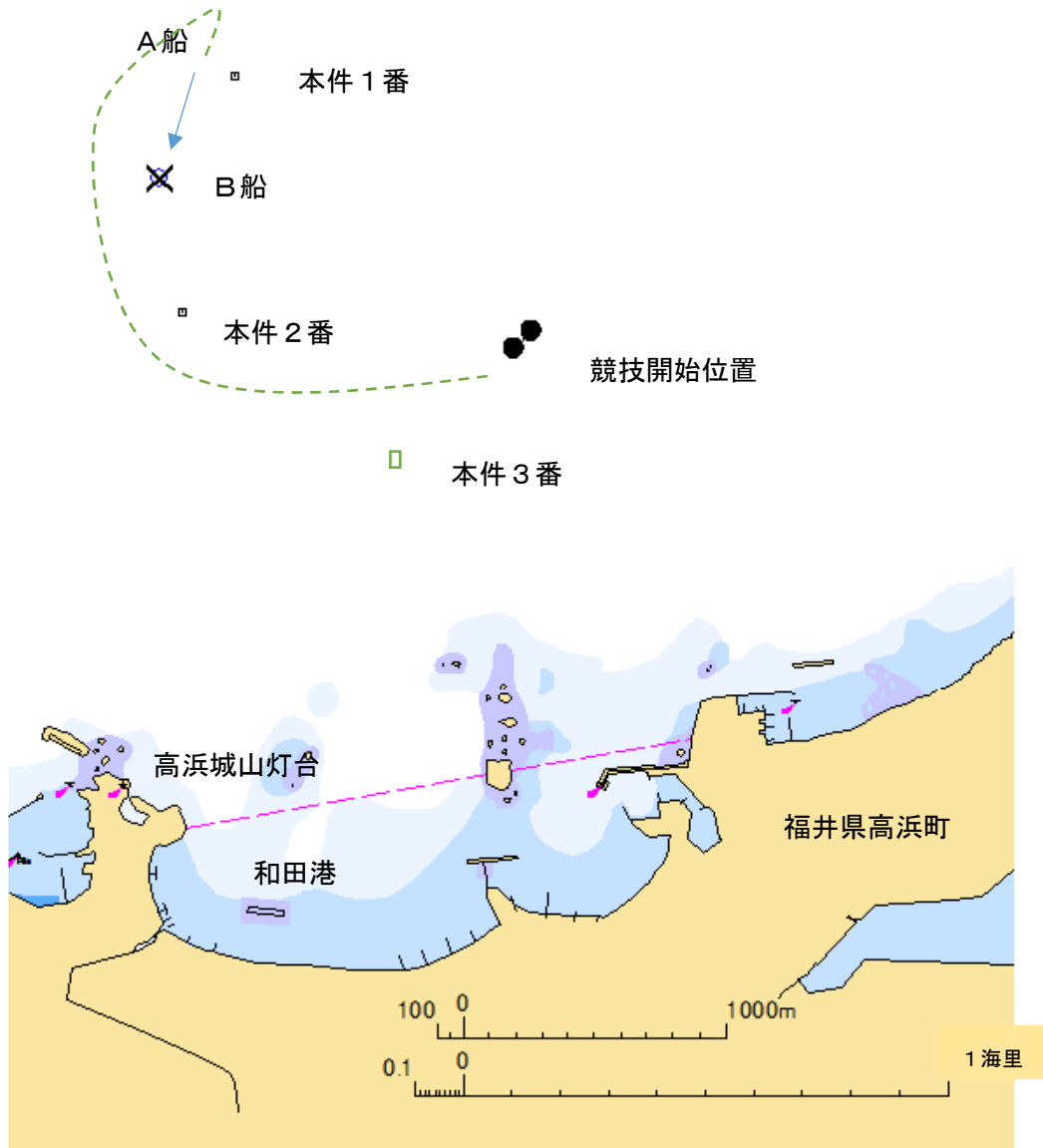


写真1 A船



写真2 B船の損傷状況

